

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 宮崎県
農業委員会名： 川南町農業委員会

法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

現 状 (平成23年11月現在)	管内の農地面積(A) 3,631.5 ha	遊休農地面積(B) 253.8 ha	割合(B/A×100) 7.00%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者への指導徹底が必要。		

遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成24年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 13 ha	
		目標案設定の考え方:遊休農地の所有者へ指導、耕作放棄地解消事業の活用により遊休農地の解消に努める。	
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)
		10月～11月	16人
	調査方法	・町内全域を16地区に区切り、地区担当農業委員により道路からの目視による巡回調査をいっせいに実施する ・農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に影響を及ぼす農地を優先して再確認、指導を行う	
遊休農地への指導		実施時期:1月～2月	

- 1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入
- 2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

3 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	特になし
活動計画案に対する意見等	特になし

地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 13 ha	
		目標案設定の考え方:遊休農地の所有者へ指導、耕作放棄地解消事業の活用により遊休農地の解消に努める。	
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)
		10月～11月	16人
	調査方法	・町内全域を16地区に区切り、地区担当農業委員により道路からの目視による巡回調査をいっせいに実施する ・農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に影響を及ぼす農地を優先して再確認、指導を行う	
遊休農地への指導		実施時期:1月～2月	

促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状	農家数	1,224 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	448 戸	396 経営	法人	団体
	農業生産法人数	28 法人			
課 題	高齢化や口蹄疫の影響等により再認定を行わない担い手が増えてきている。今後も認定農業者数は現状維持か減少となり地域担い手への農地集積が懸念される。				

農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	1 経営	法人	団体
	目標案設定の考え方:担い手確保・育成のためのアクションプログラムで目標を定めているので、農業委員会としても連携して当該目標を目指す必要がある。		
活動計画案	農業委員から意欲ある農業者の情報収集を行い、農林水産課と連携し推進活動を実施する。		

- 1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記
- 2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何をを行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	特になし
活動計画案に対する意見等	特になし

地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	1 経営	法人	団体
	目標案設定の考え方:担い手確保・育成のためのアクションプログラムで目標を定めているので、農業委員会としても連携して当該目標を目指す必要がある。		
活動計画	農業委員から意欲ある農業者の情報収集を行い、農林水産課と連携し推進活動を実施する。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,631.5 ha	986.3 ha	27.16%
課 題	農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で遊休化したものが増加傾向にある。また、認定農業者の育成や規模拡大を目指す農業者の法人化促進等による多様な担い手の育成が必要である。		

これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 36 ha
	目標案設定の考え方:農林水産課は、農業経営基盤強化構想で定める担い手への利用集積の5%増を目標としているので、農業委員会としても農林水産課と連携し当該目標を目指す必要がある。
活動計画案	4月:広報誌等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。 7~8月:町内の農地所有者を対象としたアンケート等による農地貸借の意向調査。 9~10月:農地の利用集積に向けた掘り起こし活動 10月~:尾鈴農業公社と連携を図り、規模拡大希望者への農地の利用集積に向けたあっせん活動。

- 1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入
- 2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	特になし
活動計画案に対する意見等	特になし

地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 36 ha
	目標案設定の考え方:農林水産課は、農業経営基盤強化構想で定める担い手への利用集積の5%増を目標としているので、農業委員会としても農林水産課と連携し当該目標を目指す必要がある。
活動計画	4月:広報誌等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。 7~8月:町内の農地所有者を対象としたアンケート等による農地貸借の意向調査。 9~10月:農地の利用集積に向けた掘り起こし活動 10月~:尾鈴農業公社と連携を図り、規模拡大希望者への農地の利用集積に向けたあっせん活動。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成23年11月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B / A × 100)
	3,631.5 ha	12.7 ha	0.35%
課 題	農地法の思慮不足により気づかないうちに無断転用している場合がある。		

違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積 1 ha
	目標案設定の考え方:既存の違反転用を解消するとともに、新規の違反転用が発生しないようにし、全体の違反転用面積が減少するように努める。
活動計画案	既存の違反転用者には、原状回復又は状況によっては転用申請するように指導する。 新規の違反転用の対応については 4月 広報誌等で違反転用防止の啓発活動を行う。 10～11月 町内全域で農地パトロールを実施。 12月～ 農地パトロールで発見した違反転用については是正指導。

- 1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入
- 2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	特になし
活動計画案に対する意見等	特になし

地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積 1 ha
	目標案設定の考え方:既存の違反転用を解消するとともに、新規の違反転用が発生しないようにし、全体の違反転用面積が減少するように努める。
活動計画	既存の違反転用者には、原状回復又は状況によっては転用申請するように指導する。 新規の違反転用の対応については 4月 広報誌等で違反転用防止の啓発活動を行う。 10～11月 町内全域で農地パトロールを実施。 12月～ 農地パトロールで発見した違反転用については是正指導。

その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。